



簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）に係る手続き開始の公告

次のとおり企画提案書の招集を依頼します。

那覇港管理組合公告第8号

平成26年5月9日

那覇港管理組合管理者 仲井眞 弘多



1 業務概要

- (1) 業務名 那覇港ウォーターフロントエリア活性化事業委託業務
- (2) 履行場所 那覇港地内
- (3) 業務の目的

本事業は、「万国津梁のロマンあふれる交流のみなとまちづくり」の一環として、県民やクルーズ船の乗客およびクルーに身近な港として感じられるよう、波の上みそら公園を核とする那覇港近辺の史跡、施設の利用をしたイベントをとおして、住民と乗船客・クルーの交流を促進し、那覇港ウォーターフロントエリアへの関心を啓発して、住民や乗船客・クルーによる波の上みそら公園や那覇クルーズターミナルの利用を促進することを目的とする。

- (4) 業務内容

業務内容は、以下を予定しているが、調査内容・頻度などについては変更が発生する可能性がある。

- ・計画準備、協議・報告
- ・実施計画の作成
- ・企画の詳細立案（みなとまち探索、講演会、体験学習など）
- ・参加者の募集・受付・整理
- ・企画の実施（参加者の誘導・安全管理を含む）
- ・アンケート（企画の感想・要望）・反省点のとりまとめ
- ・報告書作成

本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

(ア) 地域住民とクルーズ船乗客らの交流を促進し、那覇港ウォーターフロントエリア活用促進を図るうえでの留意点

(イ) イベントをとおして、那覇港みなとまちづくりマスタープランを促進するうえでの留意点

- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成27年2月27日まで

- (6) 業務量の目安 5,000千円以下

- (7) 本業務は、第一位受注候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす者より公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、企画提案等に関する提案書（以下「企画提案書」という。）の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適した者を第一位受注候補者とするプロポーザル方式の試行業務である

2 参加資格

参加表明書又は、企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加表明者に求める要件

次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

ア. 那覇市、浦添市に本社を置いている法人であること。

イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

ウ. 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい能力を備えていること。

エ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

オ. 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、又は暴力団若しくは暴力団員の統制にない者である

こと。

カ. 企画提案書等の提出期限の最終日から契約日までの期間において、那覇港管理組合から入札参加資格（指名）停止がなされていないこと。

キ. 租税を完納していること。

ク. 参加は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

- a. 共同企業体を代表する事業者が参加手続を行うこと。
- b. 自主結成方式とする。
- c. 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- d. 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- e. 構成員のうち最小の出資者の出資割合は30%以上でなければならない。
- f. 共同企業体の協定書は、参加要領と同時に配付する所定様式（共同企業体協定書）によるものであること。
- g. 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格イ～キの要件を満たす者であること。

(2) 参加表明者の実績

ア 参加表明者に関する要件

(ア) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成15年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体として、1業務以上の実績を有さなければならない。

- a. 同種業務：下記①～②のすべてを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績をあわせて①～②の要件を満たしていればよい。
 - ①港湾施設または港湾近隣施設の利用を促進する業務
 - ②県内住民と県外・海外からの来訪者の交流を促進する業務
- b. 類似業務：下記①～②のうちのいずれかを行う業務
 - ①港湾施設または港湾近隣施設の利用を促進する業務
 - ②県内住民と県外・海外からの来訪者の交流を促進する業務

3 第一位受注候補者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝参加表明企業の評価点＋企画評価点

イ 参加表明企業の評価点の算出方法

企画提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、評価点を与える。

なお、(オ)については該当する場合、特定しない。

- (ア) 業務実績
- (イ) 迅速性（予定担当者の勤務地）
- (ウ) 経営能力
- (エ) 情報収集力・地域貢献
- (オ) 専任制

ウ 企画評価点の算出方法

企画提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、企画評価点を与える。

- (ア) 予定担当者の経験及び能力
- (イ) 実施方針等
- (ウ) 特定テーマに対する企画提案

(2) 第一位受注候補者の決定方法

第一位受注候補者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を第一位受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2社以上あるときは、その中で企画力等の評価基準の最も高い者を第一位受注候補者とする。それでも、最も高い者が2社以上あるときは、その中で特定テーマの評価点が最も高い者を第一位受注候補者とする。それでもなお、最も高い者が2社以上あるときは当該者にくじを引かせて第一位受注候補者を特定する。

第一位受注候補者は、第一位受注候補者を契約審査会の審議を経て決定する。
その結果は企画提案書を提出した者全員に通知する。

4 各種手続き等

- (1) 参加説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
 - ア 交付期間 公告日から土、日、祝祭日を除く10日間 午前9時から午後5時まで
 - イ 問い合わせ先 沖縄県那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合 企画建設部 企画室
- (2) 参加表明書の提出等
参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。
 - ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等
 - (ア) 期 間 公告日から土、日、祝祭日を除く10日間 午前9時から午後5時まで
 - (イ) 提出方法等 参加説明書による
- (3) 企画提案書及び見積書の提出等
企画提案書及び見積書の提出方法は、次のとおりとする。
 - ア 企画提案書及び見積書の提出期間等
 - (ア) 期 間 公告日から15日程度
 - (イ) 提出方法等 参加説明書による
 - イ 企画提案書のヒアリング
 - (ア) 期 間 企画提案書提出期限の日から3日程度
 - (イ) 方法等 参加説明書による。
- (4) 特定に関する事項
第一位受注候補者として決定された者に対しては、特定通知書にて通知する。
那覇港管理組合は、原則として、第一位受注候補者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。
ただし、那覇港管理組合は第一位受注候補者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。
なお、一定水準を満たした提案がない場合、該当なしとする場合がある。
- (5) 参加表明の取り下げ
参加表明書を提出したものの、諸事情により参加表明を取り下げ場合は年月日、宛名（那覇港管理組合管理者）、当該参加表明者名、題名（参加表明取り下げ申請書）、本文を記した「参加表明取り下げ申請書」を持参または郵送にて提出すること。なお、取り下げにより、那覇港管理組合が行う他の公募で不利な取り扱いを受けることはないものとする。

5 その他

- (1) 契約保証金
契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条の定めるところにより、契約保証金は免除とする。
- (2) 参加資格の喪失
本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
なお、指名停止措置を受け第一位受注候補者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (3) 参加表明書又は企画提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 配置予定担当者の確認
 - ア 参加表明書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
 - イ 第一位受注候補者の決定後、配置予定管理担当者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒 900-0035 沖縄県那覇市通堂町 2 番 1 号
那覇港管理組合 企画建設部 企画室
TEL 098-868-4544 FAX 098-862-4233

イ 応募調書資料関係：アと同じ。

ウ 設計図書関係：アと同じ。

(6) 詳細は参加説明書による。